

**山形県、鹿児島県及び愛知県での  
高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う  
庁内連絡会議（持ち回り開催）**

**日時：令和4年12月8日（木）**

# 会議内容

- 1 山形県での発生概要
- 2 鹿児島県での発生概要
- 3 愛知県での発生概要
- 4 国の対応
- 5 鳥インフルエンザの発生・検出状況(国内)
- 6 鳥取県の対応(家きん)
- 7 鳥取市での発生事例の対応状況
- 8 鳥取県の対応(野鳥及び愛玩鳥)

# 山形県での発生概要（国内29例目）

## 1 農場の概要

農場所在地：山形県鶴岡市

飼養状況：採卵鶏約6.7万羽（うち疫学関連農場1農場4万羽）

## 2 経緯

- ・令和4年12月7日(水)午前9時40分に農場から庄内総合支庁家畜保健衛生所に死亡羽数増加の連絡
- ・同日午後2時、家畜保健衛生所の簡易検査により陽性（7羽中7羽）を確認
- ・12月8日(木) PCR検査で高病原性鳥インフルエンザを確認し農林水産省が疑似患畜と確定

## 3 山形県の対応

- ・12月8日(木)午前8時から、殺処分や汚染物品の埋却等防疫措置に着手
- ・移動制限区域の設定
- ・搬出制限区域の設定
- ・消毒ポイントの設置（5か所）等

# 鹿児島県での発生概要(国内30例目、鹿児島県7例目)

## 1 農場の概要

農場所在地:鹿児島県出水市

飼養状況 :採卵鶏約6.3万羽

## 2 経緯

- ・令和4年12月7日(水)、系列農協から北薩家畜保健衛生所に死亡羽数増加の連絡
- ・同日、家畜保健衛生所の簡易検査により陽性を確認
- ・12月8日(木) PCR検査で高病原性鳥インフルエンザを確認し農林水産省が疑似患畜と確定

## 3 鹿児島県の対応

- ・12月8日(木)午前9時から、殺処分や汚染物品の埋却等防疫措置に着手
- ・移動制限区域の設定(11農場 約52万羽)
- ・搬出制限区域の設定(62農場 約260万羽)
- ・消毒ポイント(継続) 等

# 愛知県での発生概要(国内31例目、愛知県2例目)

## 1 農場の概要

農場所在地:愛知県豊橋市(愛知県1例目の移動制限区域内)

飼養状況 :肉用あいがも 約2000羽(うち疫学関連農場1農場1000羽)

## 2 経緯

- ・令和4年12月7日(水)愛知県が、国内25例目(愛知県1例目)の周辺の農場の状況を確認するため、当該農場へ立入検査を実施
- ・同日、家畜保健衛生所の簡易検査により陽性を確認
- ・12月8日(木) PCR検査で高病原性鳥インフルエンザを確認し農林水産省が疑似患畜と確定

## 3 愛知県の対応

- ・12月8日(木)から殺処分や汚染物品の埋却等防疫措置に着手
- ・移動制限区域の設定(14農場 約107万羽)
- ・搬出制限区域の設定(25農場 約110万羽)
- ・消毒ポイント(継続) 等

## 国の対応

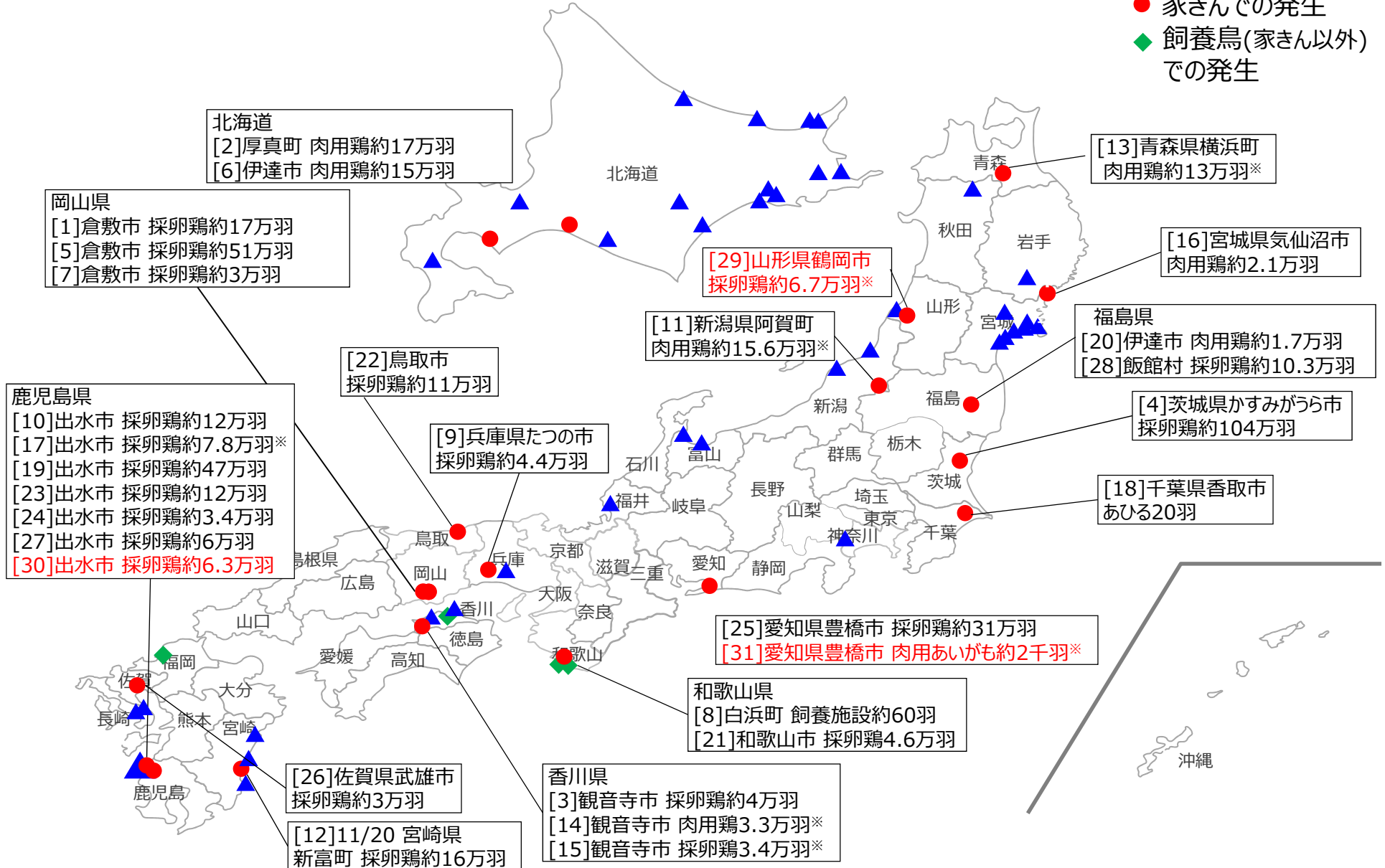
- 1 「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」開催
- 2 防疫措置に関して山形県、鹿児島県、愛知県と緊密な連携を図る。
- 3 11月28日に食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策の再徹底と防疫措置に関する提言を行った。
- 4 殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、農政局等から「緊急支援チーム」を山形県、鹿児島県、愛知県へ派遣
- 5 「疫学調査チーム」を派遣
- 6 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導
- 7 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供

# 国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

【国内の高病原性鳥インフルエンザ発生状況】令和4年12月8日現在

※関連農場、関連施設含む

- ▲ 野鳥での確認
- 家きんでの発生
- ◆ 飼養鳥(家きん以外)での発生



# 国内の鳥インフルエンザ発生状況(家きん1)

	発生地		種類	飼養羽数	発生日	防疫措置完了日 (殺処分完了日)	血清亜型	疫学関連
1	岡山県倉敷市	岡山1	採卵鶏	約17万羽	10/28	11/3	H5N1	
2	北海道厚真町	北海道1	肉用鶏	約17万羽	10/28	11/3	H5N1	
3	香川県観音寺市	香川1	採卵鶏	約4万羽	11/1	11/4	H5N1	
4	茨城県かすみがうら市		採卵鶏	約104万羽	11/4	11/22	H5N1	
5	岡山県倉敷市	岡山2	採卵鶏	約51万羽	11/4	11/18	H5N1	
6	北海道伊達市	北海道2	肉用鶏	約15万羽	11/7	11/13	H5N1	
7	岡山県倉敷市	岡山3	採卵鶏	約3万羽	11/11	11/18	H5N1	
8	和歌山県白浜町	和歌山1	あひる等	約60羽	11/11	11/12	H5N1	
9	兵庫県たつの市		採卵鶏	約4.4万羽	11/13	11/15	H5N1	
10	鹿児島県出水市	鹿児島1	採卵鶏	約12万羽	11/18	11/21	H5N1	
11	新潟県阿賀町		肉用鶏	約15万羽	11/18	11/24	H5N1	1施設約0.6万羽
12	宮崎県新富町		採卵鶏	約16万羽	11/20	11/22	H5N1	
13	青森県横浜町		肉用鶏	約12.2万羽	11/20	11/24	H5N1	1施設約0.8万羽
14	香川県観音寺市	香川1	肉用鶏	約2.4万羽	11/22	11/26	H5N1	1農場約0.9万羽
15	香川県観音寺市	香川2	採卵鶏	約1.4万羽	11/23	11/26	H5N1	2農場約2万羽
16	宮城県気仙沼市		肉用鶏	約2.1万羽	11/23	11/25	H5N1	
17	鹿児島県出水市	鹿児島2	採卵鶏	約7万羽	11/24	11/27	H5N1	1農場約0.8万羽
18	千葉県香取市		あひる等	21羽	11/26	11/26	H5N1	
19	鹿児島県出水市	鹿児島3	採卵鶏	約47万羽	11/27	(12/2)	H5N1	
20	福島県伊達市	初	肉用鶏	約1.7万羽	11/29	11/30	H5N1	
21	和歌山県和歌山市	和歌山1	採卵鶏	約4.6万羽	11/30	12/4	H5N1	
22	鳥取県鳥取市	初	採卵鶏	約11万羽	12/1	12/5	H5N1	
23	鹿児島県出水市	鹿児島4	採卵鶏	約12万羽	12/2	12/5	H5N1	
24	鹿児島県出水市	鹿児島5	採卵鶏	約3.4万羽	12/4	12/6	H5N1	
25	愛知県豊橋市		採卵鶏	約31万羽	12/5	作業中	H5	



## 国内の鳥インフルエンザ発生状況(家きん2)

26	佐賀県武雄市		採卵鶏	約3万羽	12/5	(12/6)	H5	
27	鹿児島県出水市	鹿児島6	採卵鶏	約6万羽	12/7	作業中	H5	
28	福島県飯館村	福島2	採卵鶏	約10万羽	12/7	作業中	H5	
29	山形県鶴岡市	初	採卵鶏	約2.7万羽	12/8	作業中	H5	1農場約4万羽
30	鹿児島県出水市	鹿児島7	採卵鶏	約6.3万羽	12/8	作業中	H5	
31	愛知県豊橋市	愛知2	肉用あいがも	約1千羽	12/8	作業中	H5	1農場約1千羽

計431.3万羽

# 国内の鳥インフルエンザ発生状況(野鳥等)

## <野鳥> 14道県 93例

発生地	検体	回収日	確定日	血清亜型
北海道別海町,紋別市,札幌市,斜里町,網走市,帯広市,釧路市,中標津町,八雲町,浦幌町,むかわ町	糞便,ハシブトガラス(6),オオセグロカモメ(2),マガモ,タンチョウ,オオハクチョウ,オジロワシ	10/8~11/26	10/17~12/6	H5N1,H5N2,H5
岩手県一関町	オオハクチョウ	11/11	11/25	H5
宮城県栗原市,石巻市,仙台市,名取市,気仙沼市	マガン(2),オオハクチョウ(2),ノスリ(2),ハシブトガラス(2)	10/4~11/29	10/7~12/2	H5N1,H5
秋田県大館市	オオハクチョウ	11/14	11/18	H5
山形県鶴岡市	コハクチョウ	11/16	11/18	H5
神奈川県伊勢原市	ハヤブサ	9/25	9/29	H5N1
新潟県新潟市,聖籠町,胎内市	ハヤブサ(2),ノスリ	10/16~11/20	10/20~11/29	H5N1
富山県射水市,富山市	コハクチョウ,ノスリ	11/26,29	11/30,12/26	H5
福井県南越前町	ハヤブサ	10/11	10/14	H5N1
兵庫県姫路市	ハヤブサ	11/16	11/22	H5
香川県観音寺市,丸亀市	ヒドリガモ,コウノトリ	11/7,16	11/11,22	H5
長崎県諫早市	ナベヅル(2)	11/25,28	11/30,12/6	H5
宮崎県日向市,宮崎市	マガモ,糞便	11/6,21	11/11,25	H5N1,H5
鹿児島県出水市,阿久根市	ナベヅル(960),マナヅル(37),オナガガモ,トビ,環境試料(水)	11/1~12/3	11/7~12/6	H5N1

## <飼養鳥(家きん以外)> 2県 2例

発生地	検体	回収日	確定日	血清亜型
和歌山県白浜町	モモイロペリカン(5)	11/13	11/18	H5
香川県丸亀市	コブハクチョウ	11/7	11/10	H5

## 鳥取県の対応(家きんー1)

- 1 各事例の発生確認毎に全79養鶏農場に対して注意喚起
- 2 養鶏農場に異常がないことの聞き取り、**山形県、鹿児島県、愛知県**の発生農場と県内農場は疫学関連なし
- 3 鶏舎(小動物侵入防止状況の確認等)や防鳥ネットの点検を家畜保健衛生所が指導。  
シーズン中は農家が自己点検し家畜保健衛生所がその確認と立入検査を繰返し実施
- 4 12/7家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒命令により緊急消毒実施
- 5 防護服、焼却用密閉容器等の備蓄資材を緊急に再備蓄、A型インフルエンザ簡易検査キットを追加購入

# 鳥取県の対応(家きんー2)

※これをリーフレットにして県内全養鶏農場に配布

## 家きん疾病小委員会の緊急提言(R4.11.28)

- ① 鶏舎に出入りする管理者、従業員等が、適切に消毒や長靴の交換ができていないか再度確認すること。
- ② 農場敷地内や鶏舎周囲の消毒を毎日行うこと。  
またため池等の水場、その近くはリスクが高いことから徹底して消毒を行うこと。
- ③ 猫やイタチ等の小動物や野鳥等が農場内に近づかないような対策を講じること。
- ④ 飼養衛生管理者と鶏舎構造を熟知している者等が連携してねずみや猫をはじめとした野生動物等が鶏舎に侵入しそうなルートを探し、侵入防止対策を講じること。
- ⑤ 鶏舎の出入りの際に本病ウイルスを鶏舎内に持ち込むことのないよう衛生管理区域に入る際の専用衣服の着用、鶏舎ごとの専用長靴の設置、手指消毒及び長靴の消毒・交換等の適正な衛生管理が日常的になされているか再度確認すること。
- ⑥ 消毒を行う際は、長靴等の汚れを落としてから行うとともに、消毒薬は汚れた都度、最低でも1日1回以上交換し、消毒薬が有効な状態での使用を徹底すること。
- ⑦ 交差汚染を防ぐため鶏舎外と鶏舎内で使用する長靴の動線が交わらないように注意すること

農場周辺の高病原性鳥インフルエンザのウイルスが非常に多くなっています！

全国的に高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されています。

これまで以上に、本病の発生予防を徹底しましょう！

家きん舎への人や、野生動物によるウイルスの侵入を防ぐことが特に重要です！

### 発生予防対策の特に重要なポイント

- 農場内や家きん舎周囲の消毒は毎日行いましょう！
- 家きん舎等への出入り時に消毒の実施・長靴の交換が適切にできているか、動線が交差していないか、今一度、点検・確認をお願いします！
- 長靴はしっかり汚れを落としてから消毒し、踏込消毒槽などの消毒薬は少なくとも毎日、汚れたらその都度、交換しましょう！
- 農場内や家きん舎の周囲にはウイルスが侵入する経路が多く存在していますので、今一度、点検・確認をお願いします！



◆飼養家きんの毎日の健康観察を念入りに行い、異状を見つけた場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡してください。

農林水産省HP「鳥インフルエンザに関する情報」→



# 鳥取市発生事例の防疫措置の状況

## ★12月5日(月)午後5時防疫措置終了

※発生農場等における疑似患畜の殺処分、汚染物品の清掃・消毒等の対応の終了

### 1 殺処分の状況

12/1(木)午前5時開始、12/3日(土)午後1時25分終了

殺処分羽数 105, 505羽

### 2 焼却密閉容器の焼却

焼却の状況(12月8日午後3時現在)

焼却羽数:57, 630羽 (進捗率:54%)

### 3 消毒ポイント

5か所稼働中

※うち4か所は12/6以降、運営時間を24時間から6時～22時に変更

4 鳥取大学が発生農場付近で12月3日に回収した野鳥(カワウ)の死骸から、H5亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された。

# 鳥取県の対応(野鳥)

野鳥監視ステージ3に加えて更なる野鳥サーベイランスを実施中

## ○野鳥監視

- ・環境省が発生農場の周囲10km圏内を野鳥監視重点区域に設定  
12月3日、4日に野鳥状況調査を実施  
⇒34種14,226羽のカモ類等の野鳥を確認し、異常は確認されなかった
- ・引き続き、県内70か所の観測地点で野鳥の監視を継続  
(野鳥監視重点区域内:毎日、区域外の県内全域:2日に1回)  
⇒12/7時点で異常は確認されていない

## ○糞便・環境水調査

- ・鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、渡り鳥が多く飛来する湖沼等で糞便・環境水の調査を実施
- ・既存の調査地点(県内3カ所)に加え、中西部の養鶏場に近く野鳥が多く飛来する地点を追加し、実施中

# 愛玩鳥等の飼育者への注意喚起

## 1 愛玩鳥を飼育されている方への注意喚起

○市町村を通じて、愛玩鳥(家きんを除く)飼育者等へ注意喚起

○ホームページで飼育上の注意事項についても周知徹底  
(各市町村のホームページ上でも、リンクを掲載して周知)

<注意喚起事項>

- ・放し飼いはやめ、エサ箱や水飲み場に野鳥や野生動物を近づけないようにしましょう。  
(飼育鳥が、感染した野鳥や、その野鳥を補食した動物(猫、イタチ等)と接触することによる感染を防ぎましょう)
- ・飼育場所は、こまめに清掃と消毒を行いましょう。
- ・飼育小屋では専用の靴に履き替えるなど、飼育場所にウイルスを持ち込まないようにしましょう。

## 2 その他の愛玩鳥飼育者への注意喚起

○動物取扱業者(10事業者)や学校関係者等へは保健所や関係部局を通じて情報提供と注意喚起を実施済

⇒県内発生を受けて、市町村及びその他の愛玩鳥飼育者へ

11/30に改めて注意喚起済み

(現時点で愛玩鳥の異常等の相談なし)

# 県民への情報提供

○関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施

○ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の発見時の対応、愛玩鳥の飼育方法、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応

※9/29～12/7 鳥インフルエンザ相談件数 72件(東部:34件、中部:18件、西部20件)

○県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供 ⇒トップページの注目情報にもリンクを掲載

○鳥インフルエンザの感染拡大防止について新聞広告を掲載(11/19)

<鳥取県ホームページ「とりネット」>

The screenshot shows the 'Disaster Information' (防災情報) section of the Takushima Prefecture website. The page has a yellow header with the text '防災情報'. Below the header, there are three tabs: '注目・新着' (Selected/New), '報道提供資料' (Press Release Materials), and '防災・救急' (Disaster/Emergency). Under the '注目・新着' tab, there is a '注目情報' (Selected Information) section. The items listed are:
 

- 北朝鮮ミサイル発射事案への対応
- 秋の登山を楽しむために
- 鳥取県の紅葉みどころマップ
- もっと「食のみやこ鳥取県」地産地消月間実施中
- 募集中のパブリックコメント(意見公募)
- 高病原性鳥インフルエンザへの対応** (highlighted with a red box)
- 猛毒きのこ「カエンタケ」に注意!
- 注意喚起情報一覧

<新聞広告>

The advertisement is titled '鳥インフルエンザの感染拡大を防ぎましょう' (Let's prevent the spread of bird influenza). It includes the following text:
 

- 鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥類の感染症です。今シーズンは流行の始まりが早く、近隣県でも発生が確認されているなど、例年以上に注意が必要です。感染拡大の防止にご協力ください。
- 鶏肉・鶏卵は安全です**
  - 鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
- 通常では人に感染しません**
  - 感染した鳥との濃密な接触などの特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられています。

 There are two callout boxes:
 

- 鳥類(ニワトリなど含む)を飼っているかたへ**
  - 鳥インフルエンザは、ペットの鳥にも感染します。飼っている鳥や飼育場所に野鳥や野生動物を近づけないようにしましょう。
- 衰弱した野鳥や死亡した野鳥を見つけたら**
  - 野鳥や野鳥の排せつ物を素手で触らないでください。もし触ってしまったら、手洗いやうがいをお願いします。
  - 以下の窓口ご連絡し、指示に従ってください。

 At the bottom, there is a '【通報・相談窓口】' (Reporting/Consultation Office) section with contact information for the prefectural and regional offices, and a QR code.



# 対応窓口

(24時間対応しています。)

## ■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

緑豊かな自然課(野鳥)	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7877 ( // )
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3149 (夜間休日 0858-22-8141)
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)

## ■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 ( // )
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 ( // )

## ■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

## ■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145 ( // )
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317 ( // )

## ■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8100
------	--------------

# 県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
  - ・野鳥を素手で触らないでください。
  - ・野鳥や野鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
  - ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。  
※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥
- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。  
清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排泄物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。
- 迅速で正確な情報提供を行ってまいりますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。